

JA長期継続入院保障付住宅ローン

対象住宅ローンの金利 **年+0.1%** を上乗せさせていただきます...

平成25年5月1日現在

【住宅ローンのお借入れ計画に『安心』をプラス】

死亡・後遺障害保障に加え、災害や疾病により入院した場合、お客さまに安心して治療をしていただけるよう、対象の住宅ローンのご返済を一定期間サポートする、もしものときに「心強い味方」となるJA住宅ローンです。

長期継続入院特約付団体信用生命共済

災害、疾病等によりもしも...

長期入院

することになったら...

医療費負担

生活費負担

共済金^(※1)で
月々の
住宅ローンを
返済!

住宅ローンの
月々の返済負担

詳しくは裏面をご覧ください

※1 保障の開始時以後に生じた災害または疾病により入院され、給付基準日(※2)においてその入院が継続しているとき、月々のローン返済相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAに支払われます。ただし、保障期間を通して36ヶ月分の支払いが限度となります。

※2 給付基準日とは、入院した日から31日目となる日、およびその日に属する月の翌月以後の1ヶ月ごとの応当日のことをいいます。

【ご加入にあたっての留意事項】

- 健康状態を「団体信用生命共済被共済者加入申込書」で告知していただきます。告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有するお客様情報によって、ご加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。
- 団体信用生命共済の共済金額を通算して5,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。

<JA長期継続入院保障付住宅ローンのご利用にあたっての留意点>

- JA長期継続入院保障付住宅ローンでご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなりますが、団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点についてはお借入予定のJA窓口にお問い合わせください。
- 本「JA長期継続入院保障付住宅ローン」のご案内はJA長期継続入院保障付住宅ローンに付帯される共済の概要を説明したものであり、実際にお借入れの際には「団体信用生命共済被共済者加入申込書」に添付されている「団体信用生命共済のご説明」を必ずご確認ください。
- ローンのお申込みにあたりましては、上記団体信用生命共済の審査のほか、当JAおよびJA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。
- お借換えにもご利用いただけますが、当JAで現在ご利用中の住宅ローンを本ローンに切り替えることはできません。

 JAびばい

TEL 0126-63-2163

もしくは当JAホームページまで

<http://ja-bibai.or.jp/>

＜JA長期継続入院保障付住宅ローン＞

対象商品	「JA住宅ローン」・「JA住宅ローン100%応援型」・「JA住宅ローン借換応援型」	
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 「JA住宅ローン」 ①住宅の新築 ②土地の購入(5年以内に新築し、居住する予定があること)③新築住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む)④中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む)⑤住宅の増改築・改装・補修 「JA住宅ローン100%応援型」 ①住宅の新築 ②新築住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む)③中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む)④住宅の増改築・改装・補修 「JA住宅ローン借換応援型」 ・現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用。 ・お借換えとあわせて増改築・改装・補修のための費用。	
借入金額	「JA住宅ローン」 ○10万円以上5,000万円までとし、10万円単位とします。 ただし、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要資金の80%以内(JAが第1順位の抵当権でない場合は75%以内)かつ担保価格の範囲内とします。 「JA住宅ローン100%応援型」 ○10万円以上5,000万円までとし、10万円単位とします。 ただし、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、かつ所要資金の範囲内(ご融資対象物件の担保評価額に保証機関の保証料、長期火災共済(保険)掛金、仲介料、登記手数料、不動産取得税および消費税を加えた金額を上限)とします。 「JA住宅ローン借換応援型」 ○10万円以上4,000万円までとし、10万円単位とします。 なお、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内かつ担保評価額の130%以内としますが、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。	
ご利用いただける方	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。	
ご融資条件	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。	
ご融資利率	○上記対象住宅ローンの金利+年0.1%	
保証料・手数料	○別途保証料ならびに手数料がかかります。詳しい内容はチラシおよび説明書をご覧ください。	
付帯される共済についての概要	正式名称 長期継続入院特約付団体信用生命共済	
	ご加入について	告知 健康状態を「団体信用生命共済被共済者加入申込書」で告知していただきます。 告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有するお客様情報によって、ご加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。 医師の診査 団体信用生命共済の共済金額を通算して5,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。 保障期間 この共済契約における保障の開始時は、資金受取時(資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時)となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢に達した場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。
	告知義務違反による解除	告知に際し事実を記入されなかったり、事実でないことを記入されますと、共済金が支払われない等不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。
	共済金のお支払い	被共済者が共済期間中に次のいずれかに該当した場合、共済契約者(JA)に共済金が支払われ住宅ローンが全額返済されます。 ※約定利息・約定延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります。 1 死亡されたとき 2 保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、次の①から⑩のいずれかの後遺障害の状態になられたとき ①両眼の視力が0.02以下になったもの ②1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの ③そしゃくの機能を廃したものの ④言語の機能を廃したものの ⑤両上肢の用を全廃したもの ⑥両手の手指の全部を失ったもの ⑦両下肢を足関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの ⑩神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの ⑪胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの ＜長期継続入院保障について＞ 被共済者が共済期間中に次の条件(下記1.)を満たす入院をされた場合、所定の手続き完了後に、共済契約者(JA)に対して共済金(下記2.)が支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。 1.入院の条件 保障の開始時以後に生じた災害または疾病により入院され、給付基準日(入院した日から31日目となる日、およびその日に属する月の翌月以後の1ヶ月ごとの応当日)においてその入院が継続しているとき。ただし、保障期間を通して36ヶ月分の支払いが限度となります。 2.支払われる共済金の額 (1)初回の給付基準日については、その日以後最初に到来する返済日における約定返済額 (2)次回以後の給付基準日においては、各給付基準日が到来するごとに、すでに到来した最終の約定返済日の翌約定返済日における約定返済額 ※約定返済額に、約定延滞利息、遅延損害金等は含まれません。
共済金が支払われない場合	○被共済者が次のいずれかに該当した場合、()の共済金のお支払いができません。 ①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき(死亡共済金) ②「団体信用生命共済被共済者加入申込書」に、告知日現在および過去の健康状態などについて事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・長期継続入院共済金) [ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。] ③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき(後遺障害共済金) ④保障の開始時前の傷害または疾病が原因で所定の後遺障害の状態になられたときまたは入院されたとき(後遺障害共済金・長期継続入院共済金) ⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取する目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する等認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・長期継続入院共済金) ○被共済者が次のいずれかに該当した場合、長期継続入院共済金のお支払いができません。 ①被共済者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病により入院されたとき ②被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害により入院されたとき ③被共済者の犯罪行為により生じた災害または疾病により入院されたとき ④被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた災害により入院されたとき ⑤被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害により入院されたとき ⑥薬物依存により入院されたとき * 上記「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部しか支払われない場合があります。	
共済事故発生時の手続き	万一、被共済者に共済事故(死亡、所定の後遺障害の状態、所定の入院の状態)が発生した場合には、直ちにお借入れのJA窓口にご連絡ください。	
※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明」をご確認ください。		

※ローンのお申込みの際は、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によっては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。